α'は、$F_o-1.48\times r_o$が0以下の場合には0とし、それ以外の場合には1とする。

D_0は、当該附帯使用済燃料貯蔵設備に附帯貯蔵使用済燃料（附帯使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料のうち、当該附帯使用済燃料貯蔵設備が附帯して設置されている原子炉として別表第十二の下欄に掲げるものから生じたものをいう。以下同じ。）のみが貯蔵されている場合には0とし、当該附帯使用済燃料貯蔵設備にその他貯蔵使用済燃料（附帯使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料のうち、附帯貯蔵使用済燃料以外のものをいう。以下同じ。）が貯蔵されている場合には、当該その他貯蔵使用済燃料をその燃料として使用した原子炉ごとに、次の算式により算定して得た値の合計値とする。

$\{(F_i+f_{oi}+f_i)-1.48\times r_i\}\times 400{,}000\times\beta+D_0'$

F_iは、当該原子炉から生じた附帯貯蔵使用済燃料の重量をトンを単位として表した値とする（以下同じ。）。

f_{oi}は、当該原子炉から生じたその他貯蔵使用済燃料のうち、当該附帯使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているものの重量をトンを単位として表した値とする（以下同じ。）。

f_iは、当該原子炉から生じた対象使用済燃料の重量をトンを単位として表した数値からF_i及びf_{oi}を除いた数値とする（以下同じ。）。

r_iは、当該原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトンを単位として表した値とする（以下同じ。）。

βは、$F_i-1.48\times r_i$が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$\dfrac{f_{oi}}{f_{oi}+f_i}$

ロ　$\dfrac{f_{oi}}{(F_i+f_{oi}+f_i)-1.48\times r_i}$

D_0'は、$\{(F_i+f_{oi}+f_i)-1.48\times r_i\}-(f_{oi}'+f_i')$が、0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$\{(F_i+f_{oi}+f_i)-1.48\times r_i\}\times 400{,}000\times\dfrac{f_{oi}'}{f_{oi}'+f_i'}$

ロ　$f_{oi}'\times 400{,}000$

f_{oi}'は、当該原子炉（実用発電用原子炉に限る。）から生じたその他貯蔵使用済燃料のうち、混合酸化物燃料として使用されたものであって、当該附帯使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているものの重量をトンを単位として表した値とする（以下同じ。）。

f_i'は、当該原子炉（実用発電用原子炉に限る。）から生じた対象使用済燃料のうち、混合酸化物燃料として使用されたものの重量をトンを単位として表した数値から、F_i'及びf_{oi}'を除いた数値とする。

F_i'は、当該原子炉（実用発電用原子炉に限る。）から生じた附帯貯蔵使用済燃料のうち、混合酸化物燃料として使用されたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下同じ。）。

五　Eは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村において、別に主務大臣が定める要件を満たす対象使用済燃料について、別に主務大臣が定める方法により得られる金額の合計額とする。

六　Fは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている独立使用済燃料貯蔵設備（対象使用済燃料を貯蔵する設備のうち、附帯使用済燃料貯蔵設備以外のものをいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする（以下同じ。）。

$\sum_{j=1}^{k}[\{(F_j+f_{oj}+f_j)-1.48\times r_j\}\times 400{,}000\times\gamma]+F'$

F_jは、当該独立使用済燃料貯蔵設備において貯蔵されている対象使用済燃料をその燃料として使用した原子炉がk基ある場合のj基目の原子炉から生じた附帯貯蔵使用済燃料の重量をトンを単位として表した値とする（以下同じ。）。

f_{oj}は、当該原子炉から生じた対象使用済燃料のうち、当該独立使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているものの重量をトンを単位として表した値とする（以下同じ。）。

f_jは、当該原子炉から生じた対象使用済燃料の重量をトンを単位として表した値からF_j及びf_{oj}を除いた値とする（以下同じ。）。

r_jは、当該原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトンを単位として表した値とする（以下同じ。）。

γは、$F_j-1.48\times r_j$が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$\dfrac{f_{oj}}{f_{oj}+f_j}$

ロ　$\dfrac{f_{oj}}{(F_j+f_{oj}+f_j)-1.48\times r_j}$

F'は、$\{(F_j+f_{oj}+f_j)-1.48\times r_j\}-(f_{oj}'+f_j')$が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$\sum_{j=1}^{k}[\{(F_j+f_{oj}+f_j)-1.48\times r_j\}\times 400{,}000\times\dfrac{f_{oj}'}{f_{oj}'+f_j'}]$

ロ　$\sum_{j=1}^{k}(f_{oj}'\times 400{,}000)$

f_{oj}'は、当該独立使用済燃料貯蔵設備において貯蔵されている対象使用済燃料のうち混合酸化物燃料をその燃料として使用した原子炉（実用発電用原子炉に限る。）がk基ある場合のj基目の原子炉から生じた対象使用済燃料のうち混合酸化物燃料として使用されたものであって、当該独立使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているものの重量をトンを単位として表した値とする（以下同じ。）。

f_j'は、当該独立使用済燃料貯蔵設備において貯蔵されている対象使用済燃料のうち混合酸化物燃料をその燃料として使用した原子炉（実用発電用原子炉に限る。）がk基ある場合のj基目の原子炉から生じた対象使用済燃料のうち混合酸化物燃料として使用されたものの重量をトンを単位として表した値からF_j'及びf_{oj}'を除いた値とする（以下同じ。）。

七　Gは、別表第十三の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在等市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）の申請年度の前々会計年度における発電電力量（別表第十六の上欄に掲げる原子力発電供用施設の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数をメガワット時を単位として表した発電電力量をいう。以下この条及び第三十一条において同じ。）の合計の区分に応じそれぞれ別表第十三の下欄に掲げる金額とする。

八　Hは、別表第十四の上欄に掲げる特別対象原子力発電供用施設の申請年度の前々会計年度における発電電力量の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

九　Iは、別表第十五の上欄に掲げる長期対象原子力発電供用施設の申請年度の前々会計年度における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。ただし、機構が設置する試験研究炉については、前段の金額に、これらの施設の申請年度の前々会計年度の末日における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を加えた金額とする。

十　Jは、特別長期対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置する原子力発電密接関連施設（深地層研究施設を除く。）に限る。）のうち、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が四十年以上四十一年未満のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置されている事業所の廃止に関する計画が確実になった日が属する会計年度の末日までの期間が四十年未満のものを除く。以下同じ。）ごとに一億円とする。